平成２１年（フ）第３８号
長崎県対馬市上対馬町豊519番地、前住所長崎県対馬市上対馬町比田勝11番地
債務者　濱川　義**隆**
1　決定年月日時　平成21年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月10日まで　長崎地方裁判所厳原支部破産係

平成２１年（フ）第３９号
長崎県対馬市上対馬町豊519番地、前住所長崎県対馬市上対馬町比田勝11番地
債務者　濱川さよ子（旧姓古賀）
1　決定年月日時　平成21年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月10日まで　長崎地方裁判所厳原支部破産係

平成２１年（フ）第４０号
長崎県対馬市上対馬町古里300番地、前住所長崎県島原市宇土町乙1036番地７
債務者　福丸　妙子（旧姓荒木）
1　決定年月日時　平成21年10月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月10日まで　長崎地方裁判所厳原支部破産係

平成２０年（フ）第１９５９号
兵庫県三田市つつじが丘北１丁目10番地７
債務者　小東ちえみ（旧姓平崎）
1　決定年月日時　平成21年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月11日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第９８８号
神戸市北区有野台１丁目６番Ａ９棟506号
債務者　稲毛　雅人
1　決定年月日時　平成21年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月11日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１０５３号
神戸市中央区脇浜海岸通３丁目１番３―205号
債務者　黒梅　美弥
1　決定年月日時　平成21年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月11日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１２０１号
神戸市兵庫区船大工町２番15号ＦＧビル５Ｆ401、従前の住所神戸市兵庫区湊町１丁目１番地の23　東栄荘５Ｆ87
債務者　橋本　哲也
1　決定年月日時　平成21年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月11日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１２１１号
神戸市北区鹿の子台南町１丁目１番５―103号、前住所大阪府守口市大久保町５丁目18番９―501号
債務者　中村　敏彦（旧姓荒久田）
1　決定年月日時　平成21年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月11日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１２３９号
神戸市垂水区仲田１丁目５番12号、前住所神戸市垂水区西舞子４丁目10番22号
債務者　池田　哲二
1　決定年月日時　平成21年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月11日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１２４１号
神戸市長田区大日丘町１丁目６番12号
債務者　白花　良子
1　決定年月日時　平成21年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月11日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１３３４号
神戸市垂水区狩口台４丁目23番505号
債務者　吉田紗也香（旧姓市来原）
1　決定年月日時　平成21年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月11日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２４７５号
名古屋市港区佐野町３丁目27番地　レオパレス築地口第６―201号
債務者　松浦　直樹
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２１３号
青森県平川市新館藤山31番地12　雇用促進住宅２棟105号
債務者　北川　淑子
1　決定年月日時　平成21年10月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月17日まで　青森地方裁判所弘前支部

平成２１年（フ）第２２１号
青森県平川市高木原富87番地２　クリーンエイト101号
債務者　一戸　文昭
1　決定年月日時　平成21年10月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月17日まで　青森地方裁判所弘前支部

平成２１年（フ）第２４９号
青森県弘前市大字岩賀３丁目３番地１
債務者　菊池真理子
1　決定年月日時　平成21年10月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月17日まで　青森地方裁判所弘前支部

平成２１年（フ）第２５１号
青森県弘前市大字駒越字村元77番地２
債務者　佐藤　恵子
1　決定年月日時　平成21年10月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月17日まで　青森地方裁判所弘前支部

平成２１年（フ）第２５３号
青森市浪岡大字本郷字松元70番地３
債務者　鎌田小百合
1　決定年月日時　平成21年10月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月17日まで　青森地方裁判所弘前支部